

緊急要望書

軽減税率(複数税率)導入の問題点の再確認をお願いします

平成27年12月 東京税理士政治連盟

当連盟では、消費税の軽減税率(複数税率)導入の問題点があるとして従来より反対をしてきております。

- ①軽減税率の効果が低所得者世帯のみならず、全世帯に及ぶことになり、逸失税収額が多額になる。
②軽減税率対象品目の選定が困難であり、多種多様化している経済取引を阻害し、新たな不公平を生みかねない。
③帳簿方式、インボイス方式のいずれかの方式の採用に関わらず、事業者の日常事務が煩雑となり、特に事務インフラの整っていない小規模事業者の事務負担が増大する。
④小規模事業者に配慮した免税制度・簡易課税制度が形骸化する。

- 1 消費税の税率10%導入の目的は何か。
2 消費税の複数税率制度導入の目的は何か。
3 その目的は、消費税が単一税率のままでは達成できないのか。

当連盟では、税と社会保障の一体改革の観点から消費税の10%引き上げはやむなしとし、この引き上げに伴う逆進性の緩和については、単一税率を維持し、給付付き税額控除方式を提唱しております。

法人税改革は、経営環境の厳しい中小法人に十分な配慮をお願いします

平成27年12月 東京税理士政治連盟

法人税改革が進められることとなった平成27年度税制改正大綱では、第1段階として、「平成27年度税制改正において、欠損金繰越控除の見直し、受取配当等益金不算入の見直し、法人事業税の外形標準課税の拡大、租税特別措置の見直しを行う。」としましたが、「地域経済を支える中小法人への影響に配慮して、大法人を中心に改革を行う。」とされています。

当連盟では、この改革について、「法人税の課税ベースの拡大にあたっては、税制の公平性と透明性の観点から租税特別措置を可能な限り縮減することによりその財源を確保すべきである」とし、全法人の99%を占める中小法人への配慮については、特に以下を要望しています。

- ①外形標準課税を中小法人に導入しないこと。
②中小法人の欠損金の繰越控除制度に係る控除限度額を縮減しないこと。
③オーナー役員に係る給与所得控除については、別途の基準を設けないこと。

について主張くださるようお願い申し上げます。

「軽減税率制度」導入へ

与党税制改正大綱(軽減税率部分【要旨】)

自民・公明両党は12月16日、平成28年度税制改正大綱を決定した。軽減税率に関する要旨を掲載する。

I 第一平成28年度税制改正の基本的考え方

4 消費税の軽減税率制度 (1)これまでの議論の経緯と消費税の軽減税率制度の導入の考え方

消費税率10%への引上げを平成29年4月に確実に実施する。軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

軽減税率制度には、他の施策と異なり、日々の生活において幅広い消費者が消費・利活用しているものに係る消費負担を軽減するとともに、

の原点に立ち、平成28年度末までに歳入及び歳出における取組みにより、与党の責任において、確実に安定的な恒久財源を確保する。

軽減税率は、「酒類及び外食を除く飲食料品」及び定期購読契約が締結された週2回以上発行される「新聞」を対象とする。なお、「書籍、雑誌」については、その日常生活における意義、有価図書排除の仕組みの構築状況等を総合的に勘案しつつ、引き続き検討する。

軽減税率制度の下において適正な課税を確保する観点から、事業者に十分な説明を行ないつつ、インボイス制度を導入する。当面は、執行可能性に配慮し、簡素な方法として「区分記載請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

導入できるよう、一体となつて万全の準備を進める。

(2)安定的な恒久財源の確保 財政健全化目標を堅持するとともに、安定的な恒久財源を確保することとし、自民党・公明両党で責任を持ってこれに対応する。このため、平成28年度税制改正法案において以下の旨を規定する。

①平成28年度末までに歳入及び歳出における法制上の措置等を講ずる。

②消費税率制度を含む税制の構造改革や社会保障制度改革等の歳入及び歳出の在り方について検討を加え、必要な措置を講ずる。

(4)税額計算の方法等 平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

平成33年4月に、インボイス制度として「適格請求書等保存方式」を導入する。それ

式」とするとともに、複数税率に対応した区分経理が困難な中小事業者や、システム整備が間に合わない事業者等がいることも想定し、税額計算の特例を創設する。

(5)軽減税率制度の円滑な導入 運用のための検証、取組み

①政府・与党に必要な体制を整備するとともに、事業者の準備状況等を検証しつつ、必要な措置を講ずる。

②中小・小規模事業者の経営の高度化を促進しつつ、軽減税率制度の導入後3年以内を目標に、適格請求書等保存方式(インボイス制度)導入に係る事業者の準備状況及び事業者取引への影響の可能性、軽減税率制度導入による簡易課税制度への影響、経過措置の適用状況などを検証し、必要と認められるときは、その結果に基づいて法制上の措置その他必要な措置を講ずる。

II 消費税の軽減税率制度 (1)消費税の軽減税率制度 複数税率制度に対応した仕

入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(いわゆる「インボイス制度」)を平成33年4月1日から導入する。

(2)軽減税率対象品目及び税率 軽減税率は6・24%(地方消費税と合わせて8%)とする。

(3)適格請求書等保存方式が導入されるまでの経過措置 ①適格請求書等保存方式が導入されるまでの間における仕入税額控除制度については、現行の請求書等保存方式を維持する。ただし、課税仕入れが軽減税率対象品目に係るものである場合には、請求書等に記載されるべき事項として「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」及び「税率の異なることに合算した対価の額」を加える。なお、これらの事項については、当該請求書等の交付を受けた事業者が事実に基づき追記することを認める措置を講ずる。

②売上げ又は仕入れを税率の異なることに区分すること

が困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

(4)適格請求書等保存方式の導入 ①請求書等保存方式における請求書の保存に代えて、「適格請求書発行事業者(仮称)」から交付を受けた「適格請求書(仮称)」の保存を、仕入税額控除の要件とする。

②適格請求書発行事業者登録制度を創設する。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付ける。

【衆議院】▽辻清人(2区)▽越智隆雄(6区)▽小池百合子(10区)▽鴨下一郎(京13区)▽松島みどり(14区)▽秋元司(15区)比

【参議院】中川雅治(東京)▽片山さつき(全国)

単一税率維持・法人税改革で再度要望

法人税改革で再度要望

自民税調では、平成28年度税制改正大綱の取り纏めに向けた詰め議論が始まった。本連盟は12月1日、日本税理士政治連盟の要請により関係議員と直接懇談し、12月付の緊急要望書(本面別掲)に基づき、実質審議前の最後の要望を行った。

当日面会した議員は次のとおり(敬称略・順不同) 【衆議院】▽辻清人(2区)▽越智隆雄(6区)▽小池百合子(10区)▽鴨下一郎(京13区)▽松島みどり(14区)▽秋元司(15区)比

【参議院】中川雅治(東京)▽片山さつき(全国)

が困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

(4)適格請求書等保存方式の導入 ①請求書等保存方式における請求書の保存に代えて、「適格請求書発行事業者(仮称)」から交付を受けた「適格請求書(仮称)」の保存を、仕入税額控除の要件とする。

②適格請求書発行事業者登録制度を創設する。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付ける。

【衆議院】▽辻清人(2区)▽越智隆雄(6区)▽小池百合子(10区)▽鴨下一郎(京13区)▽松島みどり(14区)▽秋元司(15区)比

【参議院】中川雅治(東京)▽片山さつき(全国)

が困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。

(4)適格請求書等保存方式の導入 ①請求書等保存方式における請求書の保存に代えて、「適格請求書発行事業者(仮称)」から交付を受けた「適格請求書(仮称)」の保存を、仕入税額控除の要件とする。

②適格請求書発行事業者登録制度を創設する。

(注) 適格請求書発行事業者の登録については、平成31年4月1日からその申請を受け付ける。

【衆議院】▽辻清人(2区)▽越智隆雄(6区)▽小池百合子(10区)▽鴨下一郎(京13区)▽松島みどり(14区)▽秋元司(15区)比

【参議院】中川雅治(東京)▽片山さつき(全国)

が困難な事業者に対して、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認める措置を講ずる。



本年もよろしくお願いたします

Table listing members of the Tokyo Tax Association and their respective political parties, including names like 齋藤直美, 佐藤廉造, 小林光男, etc.